

指導行政のポイント

法規から見た指導要録

菱村 幸彦

このたび教育課程審議会から中間まとめ『児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について』が公表された。中間まとめは、新学習指導要領のもとにおける評価のあり方について重要な提言をしている。

中間まとめは、指導要録の見直しのほか、評価の在り方、評価基準、評価方法、学力調査、学校の自己評価など多岐にわたっている。ここでその内容を取り上げる余裕はないが、指導要録を考える際の基礎知識として、指導要録の法的性質等についてみておこう。

様式の決定権は教委にある

指導要録の法的根拠は、学校教育法施行規則にある。同規則第12条の3は、「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。）を作成しなければならない」と規定している。

この条文中に引用する学校教育法施行令第31条は、学校廃止の手続き規定で、「（設置者は）当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない」と規定する。

これらの規定を受けて、文部省通知は「指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等のために役立たせるための原簿としての性格を持つもの」と定義している（平成3年3月20日、初中局長通知）。

ところで、指導要録の様式等の決定権は、地方教育行政法第23条により、所管の教育委員会にあるとされている（昭和36年5月29日、初中局長回答）。指導要録に関する文部省通知は、様式等の参考案

を提示して行う指導助言行為である。

この点、中間まとめも「各教育委員会等においては、これを参考として、地域の実情等に応じて工夫し、……指導要録の様式を定めることが必要である」と念を押している。

また、これまで市町村立学校の指導要録について「様式等に必要な程度の統一が保たれるよう、都道府県教育委員会は適切な指導助言を行うこと」（前掲・初中局長通知）を求めていた。この方針は、今回どうなるか。

指導要録をどこまで開くか

指導要録の法律問題として、開示の是非が課題である。中間まとめは、開示問題に一定の方針を示している（第2章 - 7）。

中間まとめが示す方針は表現に若干曖昧なところがあり、必ずしも明確ではない。結論的にいえば、指導要録について本人のアクセス権を認めたとえ、開示請求があれば、原則として、所見欄の記載内容を除いてその他の部分を開示する、いわゆる部分開示の方針を示したものと解釈できる。

かねて個人情報保護の観点から、指導要録と並んで医師のカルテの取扱いが懸案になっていた。厚生省は、すでにカルテの全面開示の方針を打ち出している。カルテの開示方針との比較からも、指導要録の部分開示には議論が残るだろう。だがこれは医療と教育の違いとみるべきではないか。

（ひしむら・ゆきひこ = 国立教育研究所名誉所員）

…本紙は、教育改革や学校経営の重要性が改めてクローズアップされている現状から、学校の指導に当たる教育委員会を主な対象に9月から2回発行しています（購読代金は不要）。本紙が不要の場合は無料FAX 0120-462-488にてご連絡ください。以後の配信はいたしません。FAXによる質問等も受け付けています。

本紙はホームページでも閲覧できます
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>